

条件付一般競争入札（事後審査方式）事務処理要領

平成19年 6月29日制 定
令和 7年 1月24日最終改正

1 趣旨

この要領は、山口県が発注する工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）に関して、発注手続きの合理化、簡素化等を目的として、開札後に入札参加資格の審査を行う条件付一般競争入札（事後審査方式）について、必要な事務手続等を定める。

2 対象工事

次の各号のいずれかに該当する工事のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける工事を除いたものを対象とする。

- (1) 請負対象設計額が3千万円以上（舗装工、法面工、交通安全施設工の場合は、1千万円以上）の工事
ただし、工期、工事の内容（災害復旧における応急工事等）、隣接工事の状況等、特別な理由があるときは、事前に競争入札審査会に諮り、条件付一般競争入札（事後審査方式）によらないことができる。
- (2) (1) に掲げるもののほか、特に必要と認められる工事

3 入札参加資格

(1) 入札に参加する者に必要な資格

契約担当者は、入札に参加する者に必要な資格要件として、次の事項を定めるものとする。

ア 必須要件

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定への該当の有無
- (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定への該当の有無
- (ウ) 入札に参加しようとする者の企業形態
- (エ) 山口県建設工事等競争入札参加資格の種別及び等級
- (オ) 建設業法第3条第1項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可の有無
- (カ) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の受審状況
- (キ) 建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知の有無
- (ク) 指定する地域における本店、支店、営業所等の有無
- (ケ) 山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止の有無
- (コ) 当該工事の現場に配置する監理技術者又は主任技術者（以下「配置技術者」という。）が満たす現場配置要件、及び、建設業法第26条第3項第2号の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例2号の監理技術者」という。）配置の認否

イ 任意要件

- (ア) 総合評定値の数値
- (イ) 総合点数の数値
- (ウ) 工事の施工実績
- (エ) 配置技術者の工事従事経験
- (オ) 配置技術者の所有する資格又は免許等
- (カ) 当該工事に係る設計業務の受託者との関係
- (キ) 山口県電子入札システムの利用登録状況
- (ク) その他必要と認める事項

(2) 施工実績又は従事経験の設定基準

工事の施工実績又は配置技術者の工事従事経験に関する要件を定める場合は、原則として公告日の15年前の日の属する年度の4月1日から公告日までの実績又は経験について定めるものとする。

(3) 工事規模に基づく資格要件の設定基準

工種又は設計金額等による資格要件の設定基準については、別に定める。

(4) 資格要件の決定方法

各工事の資格要件は、競争入札審査会に諮って決定するものとする。

(5) 資格要件の審査基準日

各資格要件は、特に定めのある場合を除き、一般競争入札参加申請書の提出日時点において審査するものとする。

4 一般競争入札参加申請に必要な書類

(1) 一般競争入札参加申請書

入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加申請書を提出しなければならない。

(2) 入札参加資格確認資料

入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加申請書に、次の各号に掲げる書類（以下「入札参加資格確認資料」という。）を添付しなければならない。

なお、写しを添付することとされている書類については、入札執行機関の長が必要と判断した場合、申請者は原本を提示しなければならない。

ア 誓約書（第1号様式）

イ 工事の施工実績調書（第2号様式）

ウ 配置技術者の資格・工事経験調書（第3-1号様式）、配置技術者に関する資格者証及び雇用関係等証明資料添付書（第3-2号様式）

エ 建設業法第26条第3項第1号の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（以下「専任特例1号の主任技術者又は監理技術者」という。）の配置を予定している場合の確認事項（別記第3-1号様式）（配置を予定する場合に限る。）

オ 専任特例2号の監理技術者の配置を予定している場合の確認事項（別記第3-2号様式）（専任特例2号の監理技術者の配置を条件により認める工事であって、配置を予定する場合に限る。）

カ 営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合（ただし、営業所と近接した場所で施工する場合を除く。）の確認事項（別記第3-3号様式）（配置を予定する場合に限る。）

- キ 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- ク 総合評定値通知書の写し
- ケ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し
- コ その他契約担当者が指定する書類

(3) 作成要領

入札参加資格確認資料を作成するに当たって留意すべき事項については、別紙1に定めるところによるものとする。

(4) 建設工事施工証明書

第2号様式又は第3-1号様式の添付資料として使用する建設工事施工証明書は、別紙2によるものとする。ただし、国又は他の地方公共団体等が発注した工事の証明については、この限りではない。

(5) 配置技術者の兼務等の確認について

- ア 専任特例1号の主任技術者又は監理技術者を予定する場合は、別記第3-1号様式の添付があることを以て兼務可能であるものとし、入札参加資格の確認を行うものとする。
- イ 専任特例2号の監理技術者の配置を条件により認める工事であって、専任特例2号の監理技術者の配置を予定する場合は、別記第3-2号様式の添付があることを以て兼務可能であるものとし、入札参加資格の確認を行うものとする。
- ウ 営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を予定する場合は、別記第3-3号様式の添付があることを以て配置可能であるものとし、入札参加資格の確認を行うものとする。

5 入札公告

(1) 公告の内容

契約担当者は、次に掲げる事項を記載した入札公告を作成し、公告しなければならない。

ア 入札に付する事項

- (ア) 工事名
- (イ) 工事場所
- (ウ) 工事の概要
工法、構造、延長、幅員、延べ床面積等
- (エ) 工期
- (オ) 予定価格（予定価格を示すことができない場合を除く。）
- (カ) その他

イ 入札参加資格

ウ 契約条項を示す場所

エ 入札の方法

入札書の提出方法、入札保証金の要否等

オ 入札に係る手続期間等

- (ア) 設計図書等の縦覧及び配布期間、配布場所
- (イ) 質問の受付期間及び受付場所
- (ウ) 質問に対する回答の掲示日時及び掲示場所
- (エ) 一般競争入札参加申請書の提出期間及び提出場所

- (オ) 技術提案資料の提出期間及び提出場所（総合評価方式による場合に限る。）
- (カ) 入札書の提出期間及び提出方法
- (キ) 工事費内訳書の提出期間及び提出方法（該当する場合に限る。）
- (ク) 入札の執行日時及び執行場所
- (ケ) 入札参加資格非適合とされた場合の説明請求期限及び請求方法

カ 参加申請の方法

キ 落札決定の方法

無効入札、低入札価格調査の適用等

ク 総合評価方式に係る加算点算出基準（総合評価方式による場合に限る。）

ケ 契約の方法等

契約保証金、支払条件等

コ その他必要と認める事項

(2) 掲示方法

公告日から開札日の前日（休日等を除く。）まで、インターネット（原則として、山口県入札情報サービスによるものとする。以下同じ。）に掲載するものとする。ただし、インターネットに掲載できない場合は、入札執行機関及び関係出先機関において掲示するものとする。

(3) 質問及び回答

当該入札に関する質問に対する回答は、インターネットに掲載して縦覧に供するものとする。ただし、インターネットによることができない場合は、入札執行機関において書面により縦覧に供するものとする。

6 設計図書等の縦覧及び配布等

入札執行機関は、公告日から開札日の前日（休日等を除く。）まで、インターネットに掲載して縦覧及び配布するものとする。ただし、インターネットによることができない場合は、入札執行機関において書面により縦覧及び配布するものとする。

7 一般競争入札参加申請書の受付

(1) 一般競争入札参加申請書等の提出方法

入札に参加しようとする者は、(2)に定める期限までに、契約担当者が指定する方法により、一般競争入札参加申請書及び入札参加資格確認資料を、入札執行機関へ提出しなければならない。

(2) 提出期限

公告日の翌日から起算して15日（山口県の休日に関する条例（平成元年条例第16号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日等」という。）を除く。）以上の期間を確保して定めるものとする。

ただし、請負対象設計額が5千万円未満のものについては10日以上（休日等を除く。）とすることができる。

なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項ただし書きの規定に該当する場合は、5日以内に限り短縮できるものとする。

(3) 受理の方法

入札執行機関の長は、入札に参加しようとする者から一般競争入札参加申請書及び入札参加資格確認資料の提出を受けた場合は、必要な添付書類等の有無を別

紙4により確認した後、次の各号に定める手続きを行って、当該申請書等を受理するものとする。

- ア 電子入札システムで一般競争入札参加申請書が提出された場合
電子入札システムで一般競争入札参加申請書受付票を発行する。
- イ 書面で一般競争入札参加申請書（第4号様式）が提出された場合
一般競争入札参加申請書受付票（第5号様式）を交付する。

(4) 受理の拒否

入札執行機関の長は、この要領若しくは契約担当者が定める方法以外の方法により提出された場合又は(2)の提出期限を経過した後に提出された場合は、当該申請書等を受理してはならない。

8 入札の執行

(1) 競争入札参加登録通知書の発行

入札執行機関の長は、当該入札を電子入札により実施する場合は、山口県電子入札実施要領第7の(4)に規定する競争入札参加登録通知書を、入札書受付開始日時までに発行するものとする。

(2) 入札への参加禁止

入札執行機関の長は、提出期限までに一般競争入札参加申請書を提出しなかった者を、当該入札に参加させてはならない。

(3) 郵便入札

郵便による入札は、山口県電子入札実施要領第12の規定による紙入札参加承認を得ていない場合は認めないものとする。

(4) 落札決定の保留

入札執行機関の長は、開札後遅滞なく「落札保留」を宣言し、次の各号に掲げる事項を告げて入札を終了するものとする。ただし、電子入札により実施する場合は、保留通知書に保留の理由を記載して発行することで代える。

- ア 競争入札審査会において入札参加資格の確認を行ったうえで、落札者を決定すること。
- イ 落札決定後、適宜の方法で速やかに入札者全員に通知すること。
- ウ その他入札執行機関の長が必要と判断した事項に関すること。

9 入札参加資格の確認

(1) 落札候補者の決定

入札執行機関の長は、無効な入札をした者及び落札者としないとされた者を除き、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（総合評価方式による場合は、評価値の最も高い者とする。以下同じ。）を落札候補者とするものとする。

(2) 落札候補者の入札参加資格確認

入札執行機関の長は、提出された入札参加資格確認資料を基に落札候補者の入札参加資格の有無を確認するものとする。ただし、当該落札候補者の入札参加資格がないおそれがあると判断される場合は、次に入札価格が低い者（総合評価方式による場合は、次に評価値が高い者）を落札候補者に加え、入札参加資格の確認を行うものとする。

(3) 競争入札審査会での審査

入札執行機関の長は、入札参加資格の有無を確認した結果を、競争入札審査会に諮るものとする。

(4) 適合又は非適合の決定

競争入札審査会は、入札執行機関の長から提出された入札参加資格の確認結果を審査し、落札候補者について、適合又は非適合を決定するものとする。

(5) 部局長等への進達

入札執行機関の長が出先機関の長であって、かつ、当該工事の設計金額が山口県事務委任規則（昭和44年規則第21号）第9条一のイの（2）に掲げる金額を超える場合、入札執行機関の長は、競争入札審査会での審査後、直ちに事業主務課長経由で部局長等へ審査結果を進達しなければならない。

(6) 部局長等による審査等

部局長等は、（5）の進達を受けた場合、（2）から（4）の「入札執行機関の長」を「部局長等」と読み替えて再度入札参加資格の確認及び審査を行うものとする。

(7) 入札執行機関の長への通知

部局長等は、（6）による確認及び審査後、直ちに事業主務課長を経由して、入札執行機関の長へ当該審査結果を通知するものとする。

(8) 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加申請書を提出した者は、入札参加資格を満たさなくなった場合、入札書提出前にあっては、速やかに辞退届を入札執行機関の長に提出しなければならない。

また、入札書提出後落札決定前にあっては、速やかに一般競争入札参加資格喪失届（第8号様式）を電子入札システム又は書面より入札執行機関の長に提出しなければならない。

(9) 配置技術者の変更

落札決定までの間は、落札候補者となった者が提出する10の（1）の第9号様式において配置技術者の変更を行う場合を除き、申請した配置技術者を変更できないものとする。なお、第9号様式により配置技術者を変更しようとする場合は、新たな配置技術者（総合評価方式により実施される場合は、同等以上の評価を受けることができる者に限る。）に係る入札参加資格確認資料を、入札執行機関の長へ電子入札システム又は書面により提出しなければならない。

10 落札者の決定

(1) 入札参加資格の最終確認

入札執行機関の長は、競争入札審査会において入札参加資格を有するとされた落札候補者から、一般競争入札参加申請書類の内容について（第9号様式）を、その後の手続きを滞らせることなく速やかに提出させ、当該落札候補者の入札参加資格に変更がないことを確認するものとする。ただし、電子入札により実施する場合、当該様式は原則として電子入札システムにより提出させるものとする。

なお、内容に変更があった場合は、競争入札審査会において再度審査するものとする。

(2) 落札者の決定

入札執行機関の長は、(1)により入札参加資格に変更がないと確認できた落札候補者を落札者とするものとする。ただし、その者が2人以上いる場合、入札執行機関の長は、地方自治法施行令第167条の9の規定によるくじ引きを行い、落札者を決定するものとする。

(3) 落札決定通知

入札執行機関の長は、落札者を決定した場合は、速やかに全ての入札参加者に対して落札決定通知書(第10号様式)を送付するものとする。ただし、電子入札により実施する場合、当該通知は原則として電子入札システムにより行うものとする。

11 入札参加資格の確認結果の通知

入札執行機関の長は、競争入札審査会において、入札参加資格非適合とされた者がいた場合は、その者に対して、入札参加資格非適合通知書(第6号様式)により通知するものとする。

12 無資格者への理由の説明

(1) 苦情申し立て

入札参加資格非適合の通知を受けた者は、非適合の理由に不服がある場合、入札参加資格非適合通知書(第6号様式)に記載された日時までに、非適合理由説明申請書(第7号様式)を提出することができる。

(2) 苦情申し立てへの対応

契約担当者は、(1)の提出があった場合及び再苦情の申し立てがあった場合には、「建設工事等における入札・契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」及び「山口県入札監視委員会運営要領」の定めに従い、適切に対応しなければならない。

13 その他

(1) 事務処理の手順

この要領に定める事務手続は、別紙3に沿って行う。

(2) 申請に関する費用負担等

一般競争入札参加申請書及び入札参加資格確認資料の作成及び提出等に要する費用は、全て提出者の負担とする。

また、入札執行機関で受理した書類については、返却しないものとする。

(3) 目的外使用の制限

入札執行機関の長及び契約担当者は、提出された入札参加資格確認資料を、落札候補者の入札参加資格を確認するために使用する以外に、提出者に無断で使用してはならない。

(4) 公告の内容等に関する事項

公告又は告示の内容等に関する事項について、事前に主管課又は学事文書課等と調整する必要がある場合は、入札執行機関又は事業主務課がこれを行うものとする。

(5) 要領に定めのない事項

この要領に定めのない事項については、別の定めがある場合はこれによるものとし、別の定めがない場合は入札執行機関と関係各課との協議により決定するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成19年7月1日以降に公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日以降に公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成23年11月1日以降に公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日以降に公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日以降に公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成26年5月1日以降に公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年12月1日以降に公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日以降に公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年5月6日以降に公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日以降に公告する工事から適用する。

ただし、9の(8)、(9)及び10の(1)に係る規定については、令和4年3月28日以降に落札決定する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日以降に公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年7月10日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日以降に公告する工事から適用する。

第1号様式（単体用）

誓約書

下記の工事に参加するに当たり、入札参加資格を確認するための資料に記載された事項及び下記誓約事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告日

2 工事名

3 誓約事項

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定される者ではないこと。

(2) 本工事の契約締結の日までに建設業許可又は経営事項審査の有効期限が経過する場合は、遅滞なく建設業許可を更新又は経営事項審査を受審すること。

(3) 入札公告に定めのある営業所等を、次のとおり有していること。

営業所等の種別	名称及び所在地
	名称 所在地

年 月 日

(契約担当者)

様

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

注 入札参加資格確認資料作成等要領（別紙1）を参照して作成すること。

担当者：

電話番号：

第2号様式

工事の施工実績調書

工 事 名 : _____
商号又は名称 : _____

工事名	(コリンズ登録番号)
発注者名	
施工場所	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
契約金額	
受注形態	単体 / 共同企業体 (出資比率 %)
工事の種類	
工事の内容 工種・数量 規模・寸法 構造形式等	

注 入札参加資格確認資料作成等要領（別紙1）を参照して作成すること。

第3-1号様式

配置技術者の資格・工事経験調書

工 事 名 : _____

商号又は名称 : _____

1 配置技術者の氏名等

配置予定者の氏名	
法令による 配 置 資 格	<p>① 建設業法第7条第2号のイ (指定学科卒業後一定年数以上の実務経験)</p> <p>② 建設業法第7条第2号のロ (十年以上の実務経験)</p> <p>③ 建設業法第7条第2号のハ (一級又は二級の国家資格)</p> <p>※ 下請工事の金額が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円) 以上となるが見込まれる場合は以下の項目から選択してください。</p> <p>④ 建設業法第15条第2号のイ (一級の国家資格)</p> <p>⑤ 建設業法第15条第2号のロ (①から③のいずれかに該当し、かつ、元請金額が4500万円以上のものについ て二年以上の指導監督的実務経験)</p> <p>⑥ 建設業法第15条第2号のハ (国土交通大臣が④又は⑤と同等と認定)</p>

2 発注者が求める工事経験

発注者名	
工 事 名	(コリンズ登録番号)
施工場所	
契約金額	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
工事の種類	
従事役職	主任技術者・監理技術者・特例監理技術者・ 監理技術者補佐・現場代理人・担当技術者・その他()
従事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
工事の内容 (工種・数量・規模 寸法・構造形式等)	

3 発注者が求める資格・免許等

保有資格等の名称	
----------	--

注 入札参加資格確認資料作成等要領(別紙1)を参照して作成すること。

第3-2号様式

配置技術者に関する資格者証及び雇用関係等証明資料添付書

工 事 名 : _____

商号又は名称 : _____

1 資格者証の写し

<p>※ 縮小して貼り付けるものとする</p>

2 監理技術者資格者証等（雇用関係等証明資料を兼ねる。）

<p>表面</p> <p>※ 縮小して貼り付ける</p>	<p>裏面</p> <p>（監理技術者講習修了履歴の記載がある場合は裏面を貼り付けるものとし、記載がない場合は監理技術者講習受講証明書を添付するものとする。）</p> <p>※ 縮小して貼り付ける</p>
------------------------------	--

3 健康保険被保険者証

<p>表面</p> <p>（監理技術者資格者証で3箇月以上の雇用関係を証明できる場合は、添付不要。）</p> <p>※添付する場合は、保険者番号、被保険者等記号及び番号に必ずマスキングを施すこと。</p> <p>※ 縮小して貼り付ける</p>

【特例監理技術者の配置を認める工事の場合に添付】

【専任特例1号の主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合に添付】

別記第3-1号様式

専任特例1号の主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合の
確認事項

工 事 名： _____
商号又は名称： _____

本工事に、専任特例1号の場合の主任技術者又は監理技術者（以下「当該技術者」という。）の配置を行う予定である場合、□に「レ」又は「■」と記載したうえで、添付すること。

□	各建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）である。
□	兼務を予定している工事現場間の距離が、同一の当該技術者がある日の勤務時間内に巡回可能なものであり、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間が概ね2時間以内（片道）である。
□	下請次数が3次以内である。
□	当該建設工事に連絡員を配置すること。（土木一式工事及び建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者であること）
□	当該工事現場の施工体制を当該技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。（情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。）
□	入札条件及び指示事項に規定する人員の配置を示す計画書（別紙3-1）を作成し、工事現場毎に備えおくこと。
□	当該技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
□	兼務する建設工事の数は、本工事を含め2件までとする。
□	上記項目を全て満たしている。

注 条件付一般競争入札参加申請書の審査時においては、本資料（□欄に、「レ」又は「■」の記載があり）の添付をもって専任特例1号の主任技術者又は監理技術者の配置を認めるものとするが、落札決定後、要件を満たしていることを確認するため、確認できる資料（入札条件及び指示事項に規定する人員の配置を示す計画書（別紙3-1））を速やかに提出すること。

専任特例2号の監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

工 事 名： _____
商号又は名称： _____

本工事に、専任特例2号の場合の監理技術者の配置を行う予定である場合、□に「レ」又は「■」と記載したうえで、添付すること。

<input type="checkbox"/>	建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置すること。
<input type="checkbox"/>	同一の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。
<input type="checkbox"/>	監理技術者が兼務を予定する他工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね10km以内、または同一の土木建築事務所管内である。
<input type="checkbox"/>	上記項目を全て満たしている。

注 条件付一般競争入札参加申請書の審査時においては、本資料（□欄に、「レ」又は「■」の記載があり）の添付をもって専任特例2号の監理技術者の配置を認めるものとするが、落札決定後、要件を満たしていることを確認するため、確認できる資料を速やかに提出すること。

別記第3－3号様式

営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

工 事 名： _____
 商号又は名称： _____

本工事に、営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者（以下「当該技術者」という。）の配置を行う予定である場合、□に「レ」又は「■」と記載したうえで、添付すること。

□	営業所技術者又は特定営業所技術者が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事である。
□	各建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）である。
□	営業所と当該工事現場間の距離が、同一の当該技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、営業所と当該工事現場との間の移動時間が概ね2時間以内（片道）である。
□	下請次数が3次以内である。
□	当該建設工事に連絡員を配置すること。（土木一式工事及び建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者であること）
□	当該工事現場の施工体制を当該技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。（情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。）
□	入札条件及び指示事項に規定する人員の配置を示す計画書（別紙3－1）を作成し、工事現場毎に備えおくこと。
□	当該技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
□	工事現場の数は1件とする。
□	上記項目を全て満たしている。

注 条件付一般競争入札参加申請書の審査時においては、本資料（□欄に、「レ」又は「■」の記載があり）の添付をもって営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を認めるものとするが、落札決定後、要件を満たしていることを確認するため、確認できる資料（入札条件及び指示事項に規定する人員の配置を示す計画書（別紙3－1））に規定する計画書を速やかに提出すること。

一般競争入札参加申請書

年 月 日

（契約担当者）

様

（申請者）

所在地
商号又は名称
代表者氏名

下記の一般競争入札に参加したいので、書類を添えて申請します。

記

1 公告日

2 工事名

注 この様式は、紙入札で参加する場合に提出すること。

（担当者：
電話番号：）

年 月 日

一般競争入札参加申請書受付票

商号又は名称

様

入札執行機関の長

年 月 日付けで申請のあった下記工事に係る一般競争入札参加申請書等について、受領しました。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
入 札 日 時	年 月 日 時 分

注1 この様式は、紙入札で参加する者にも発行する。

2 入札日に、本受付票を提示すること。ただし、事前審査方式の場合は本受付票に代えて「入札参加資格適合通知書」を提示すること。

第6号様式（事後）

第 号
年 月 日

入札参加資格非適合通知書

所在地
商号又は名称
代表者氏名

様

契約担当者

年 月 日付けで入札参加申請のあった下記工事に係る入札参加資格について、下記のとおりとしますので通知します。

記

工事名		
工事場所		
入札参加資格の 確認結果	非適合	
	入札参加資格 非適合の理由	
備 考		

注 入札参加資格がないと通知された者は、非適合の理由に不服がある場合は、その理由について説明を求めることができる。

説明を求める場合は、年 月 日 時 分までに非適合理由説明申請書（第7号様式）を提出すること。

非適合理由説明申請書

年 月 日

(契約担当者)

様

(申請者)

所在地
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日 第 号で通知のあった下記工事に係る入札参加資格非適合の理由説明を求めます。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所

〔担当者：
電話番号：〕

一般競争入札参加資格喪失届

年 月 日

(契約担当者)

様

(申請者)

所在地
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日付で入札公告のあった下記工事について、入札参加資格を喪失しましたので届け出ます。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 喪失理由

注 この様式は、入札書提出後落札決定前にのみ提出することができる。

〔担当者：
電話番号：〕

第9号様式

一般競争入札参加申請書の内容について

工 事 名

工事場所

年 月 日付で一般競争入札参加申請をした上記の工事の入札参加資格については、以下のとおりです。

年 月 日

(契約担当者)

様

- 1 内容に変更がない。
- 2 内容に変更がある。
 - (1) 変更の内容
 - (2) 変更の理由

(申請者)

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

注 1又は2の該当に○を付すこと。なお、2に○を付した場合は、必要な資料を添付すること。

担当 者：
電話番号：

【ご注意ください】

契約予定日時時点で有効な経営事項審査の結果通知を受け取っていない場合は、建設業法第27条の23第1項の定めにより公共工事の契約を締結することができません。本様式を提出されるにあたっては受領している経営事項審査の結果通知の有効期限を必ずご確認ください。

第 年 月 日
号

落札者決定通知書

入札参加者様

契約担当者

下記の案件について、下記の者が落札した旨通知します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 開札日時
- 4 落札者名
- 5 落札金額 円（税抜き）

入札参加資格確認資料作成等要領

申請者は、入札参加資格確認資料を作成し提出するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

1 用紙規格

各様式は、日本産業規格A列4番により作成すること。

2 資料の製本

資料は、下記ア～シ（必要な事項のみ）とし、ア 誓約書（第1号様式）を第1ページとした通し番号及び全ページ数を、全ての提出書類に付すこととする。

なお、製本については別紙6を参考とする。

【例】 1/〇〇～〇〇/〇〇 等

ア 誓約書（第1号様式）

イ 工事の施工実績調書（第2号様式）

ウ 配置技術者の資格・工事経験調書（第3-1号様式）、配置技術者に関する資格者証及び雇用関係等証明資料添付書（第3-2号様式）

エ 建設業法第26条第3項第1号の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（以下「専任特例1号の主任技術者又は監理技術者」という。）の配置を予定している場合の確認事項（別記第3-1号様式）（配置を予定する場合に限る。）

オ 専任特例2号の監理技術者の配置を予定している場合の確認事項（別記3-2号様式）（専任特例2号の監理技術者の配置を条件により認める工事であって、配置を予定する場合に限る。）

カ 営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合（ただし、営業所と近接した場所で施工する場合を除く。）の確認事項（別記第3-3号様式）（配置を予定する場合に限る。）

キ 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

ク 総合評定値通知書の写し

ケ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し

コ 共同企業体競争入札参加資格審査申請書（2の(1)の場合に限る。）

サ 共同企業体協定書の写し（2の(1)の場合に限る。）

シ 委任状（別紙3）（2の(1)の場合に限る。）

ス 見積書（2の(2)の場合に限る。）

セ その他契約担当者が指定する書類

3 第1号様式（誓約書・単体用／JV用）

(1) 営業所等の種別欄には、名称及び所在地欄に記載する営業所等が、「主たる営業所」「法第3条第1項の営業所」、「法第3条第1項の営業所以外の営業所」、「工場等」のいずれに該当するかを記載すること。

(2) 共同企業体として申請する場合で、構成員欄が不足する場合には適宜追加すること。

また、不要の欄がある場合は、斜線等により抹消すること。

(3) 記載した営業所等が確認できる書類の写しを添付すること。ただし、他の書類に添付した書類で確認できる場合には、二重に添付する必要はない。

また、確認できる資料として利用できる書類は、概ね次の書類が考えられるので、申請する際の参考とすること。

ア 主たる営業所

総合評定値通知書、建設業許可通知書等

イ 法第3条第1項の営業所

建設業許可申請書及び別表又は変更届

ウ 法第3条第1項の営業所以外の営業所又は工場等

登記簿謄本、固定資産税の課税証明等

4 第2号様式（工事の施工実績調書）

(1) 共同企業体を対象とする入札の場合で、共同企業体の構成員ごとに工事の施工実績を記載する必要がある場合は、それぞれ別葉とすること。

(2) 施工実績として申請できる工事は、1件（共同企業体にあつては、構成員ごとに1件）とする。

(3) 工事名欄、施工場所欄、契約金額欄及び工期欄は、契約書に記載された最終の金額等を正確に記載すること。

(4) 受注形態欄は、該当しないものを二重線等により抹消すること。

(5) 工事の種類欄は、建設業法別表第1の上欄に掲げるもの（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事等）で、当該工事の発注時に指定されている工事の種類を記載すること。

(6) 工事の内容欄は、入札公告において明示した要件を満たす工事の施工実績について、的確に判断できる具体的項目を記載すること。

(7) 建設工事施工証明書（別紙2）又は「コリンズ」の登録内容確認書の写しを添付すること。ただし、上記により確認できない場合は「コリンズ」の竣工登録工事カルテの受領書の写し又はその工事のカルテの写しのほか、当該工事が施工実績の要件を満たすことが確認できる書類を添付すること。（以下「建設工事施工証明書等」という。）

なお、コリンズ登録番号を記載した場合は、確認できる添付資料を省略可能とする。

(8) 共同企業体の構成員として施工した工事を実績として記載する場合は、共同企業体協定書の写しを添付すること。ただし、建設工事施工証明書等で共同企業体の構成員及び出資比率が確認できる場合は、この限りではない。

5 第3-1号様式（配置技術者の資格・工事経験調書）及び第3-2号様式（配置技術者に関する資格者証及び雇用関係等証明資料添付書）

(1) 共同企業体を対象とする入札の場合で、共同企業体の構成員ごとに配置技術者の要件を記載する必要がある場合は、それぞれ別葉とすること。

(2) 配置技術者の申請は、1名（共同企業体にあつては、構成員ごとに1名）とする（工場製作を含む工事であつて、工場製作から現場施工に移行する時点で配置技術者が交代する場合は、工場製作時の配置技術者1名、現場施工時の配置技術者1名を申請するものとする。この場合は、配置技術者ごとに別葉とすること。）

(3) 配置予定者の氏名欄は、添付資料と整合を図ること。

- (4) 法令による配置資格欄は、配置予定者が満たす建設業法上の現場配置資格について、該当する項目に○を付すこと。
- (5) 法令による配置資格欄に記載された要件を満たすことを確認するための資料として、次に掲げる資料を添付すること。なお、下記イ及びウについては、第3-2号様式に添付すること。
- ア 建設業法第7条第2号のイ及びロの場合
実務経験証明書（建設業許可申請書付属様式第9号（経験年数は、コリンズ等で確認できる実際に従事した期間を記載すること。））
- イ 建設業法第7条第2号のハの場合
所有する国家資格が確認できる書類の写し
- ウ 建設業法第15条第2号のイからハの場合
監理技術者資格者証（裏面を含む。）の写し及び監理技術者講習修了証の写し（ただし、監理技術者資格者証の裏面に、監理技術者講習に関する記載がある場合は、不要とする。）
- (6) 「発注者が求める工事経験」については、配置技術者の工事の従事経験が要件とされている場合に、その概要が的確に判断できる具体的項目を記載するとともに、これを確認できる資料を添付すること。ただし、第2号様式の添付資料で、当該配置技術者の従事経験が確認できる場合は、二重に添付する必要はない。また、コリンズ登録番号を記載した場合は、確認できる添付資料を省略可能とする。
- (7) 従事経験として申請できる工事は、配置技術者1名につき1件とする。
- (8) 「発注者が求める資格又は免許等」については、配置技術者が所有する特定の資格・免許等が要件とされている場合に、当該資格又は免許等の名称を記載するとともに、当該免許等の写しを第3-2号様式に添付すること。
- (9) 配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類（住民税特別徴収税額通知書など）の写しを第3-2号様式に添付すること。ただし、監理技術者証により確認できる場合は、この限りではない。

建設工事施工証明書

年 月 日

(発注者) 様

申請者 所在地
(施工者) 商号又は名称
代表者氏名

(担当者: 電話番号:)

次の建設工事について、施工したことを証明願います。

工事名	
施工場所	
契約金額	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
完成検査日	年 月 日
受注形態	単体 / 共同企業体 (出資比率 %)
受注者	所在地 商号又は名称
工事の種類	
工事の内容 (工種・数量 規模・寸法 構造形式等)	
配置技術者等	従事役職 主任技術者・監理技術者・特例監理技術者・監理技術者補佐・ 現場代理人・担当技術者・その他 () 氏名 従事期間 年 月 日 ~ 年 月 日
その他証明を 必要とする事項	

注1 本様式は、証明を受けようとする工事ごとに別葉とすること。

なお、証明を受けることが出来る工事は、申請日時時点で完成した工事に限る。

- 申請者は、当該工事を施工した者（共同企業体の構成員及び当該工事に従事した配置技術者等を含む。）に限る。
- 証明の必要がない項目については、斜線等により削除すること。
- 工事名欄、施工場所欄、契約金額欄及び工期欄は、契約書等に記載された最終の金額等を正確に記載すること。
- 受注形態欄は、該当しないものを二重線等により抹消すること。出資比率は、共同企業体の場合にのみ、当該工事における申請者の出資比率を記載すること。
- 受注者欄は、完成検査日における名称等（「所在地」及び「商号又は名称」）を記載すること。また、共同企業体として受注した場合は、当該共同企業体の名称及び全ての構成員の名称を記載すること。
- 工事の種類欄は、建設業法別表第1の上欄に掲げるもの（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事等）で、当該工事の発注時に指定されている工事の種類を記載すること。
- 工事の内容欄は、証明を受けようとする内容を具体的に記載すること。
- 配置技術者等欄の「従事役職」については、該当しないものを二重線等により抹消すること。
- 完成後5年を経過した工事については、証明できない場合があるので留意すること。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

証明者 所在地
(発注者) 名称
代表者氏名

印